

○法務省告示第四号

厚生労働省の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省  
・厚生労働省令第三号）第十条第二項第八号、第十二条第一項第十四号及び第五十二条第十六号の規  
定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基  
づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業を次のように定める。

平成二十九年四月二十八日

法務大臣 金田 勝年  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法  
務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」とい  
う。）第十条第二項第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次  
の表に掲げるものとする。

職種	作業
自動車整備	自動車整備作業

2 規則第十二条第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は

、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
自動車整備	自動車整備作業

3 規則第五十二条第十六号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
自動車整備	自動車整備作業

附 則

この告示は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から適用する。